

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

| | |
|----------------------|--|
| 車種 | 普通乗用自動車 |
| ミッション | A T () M T () |
| 台数 | 1台 |
| 燃料 | ガソリン(2000~2500ccクラス)及び電気 |
| 乗用定員 | 5人 |
| ドア数 | 5枚 |
| 車体カラー | 契約業者との打ち合わせにより決定 |
| 指定文字等 | 両サイドに「横浜市港湾局」を記入。詳細な位置・文字色は契約業者との打ち合わせにより決定 |
| 装備品(別紙可) | エアコン、エアバック(運転席、助手席)、パワーステアリング、フロアマット、標準工具、タイヤチェーン、電源(シガーソケット又は100V用)、停止標示板、車載発煙筒、ABC消火器、ABS機能、AM/FMラジオ |
| 特別装備 | ETC機器、オールシーズンタイヤ装備、ドライブレコーダー(HD対応)、カーナビ、バックモニター 駆動方式：4輪駆動 |
| 例示車種 | メーカー、車名、グレード |
| | 三菱 アウトランダー M |
| | |
| 横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針 | <input checked="" type="radio"/> 適合 ・ 非該当または不適合でも可(どちらかに○) |
| その他参考事項 | 現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 5,000 km |
| | ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="radio"/> 複数人 (どちらかに) |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 2 | 物品納入期限 | 令和7年3月7日 |
| 3 | 借入期間(本年度分) | 令和7年3月1日から令和7年3月31日まで |
| 4 | 借入月数(本年度分) | 1か月 |
| 5 | 予定借入期間 及び最終日 | 7年間 令和14年2月29日 |
| 6 | 物品保管場所 | 所在地 横浜市中区海岸通1-1 名称 横浜市港湾局維持保全課 TEL 045-671-7200 |

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

(10) 一般社団法人次世代自動車振興センターの電気自動車等に係る補助は、賃借人が申請を行い、補助を受けるものとする。また、賃借人が賃貸人に補助申請に係る書類を求めたときは、賃貸人は賃借人に対して書類の提出を行うものとする。

8 発注局課

所在地 横浜市中区海岸通1-1

担当者 港湾局維持保全課 羽田（ハダ） TEL：045-671-7200

FAX：045-662-6565